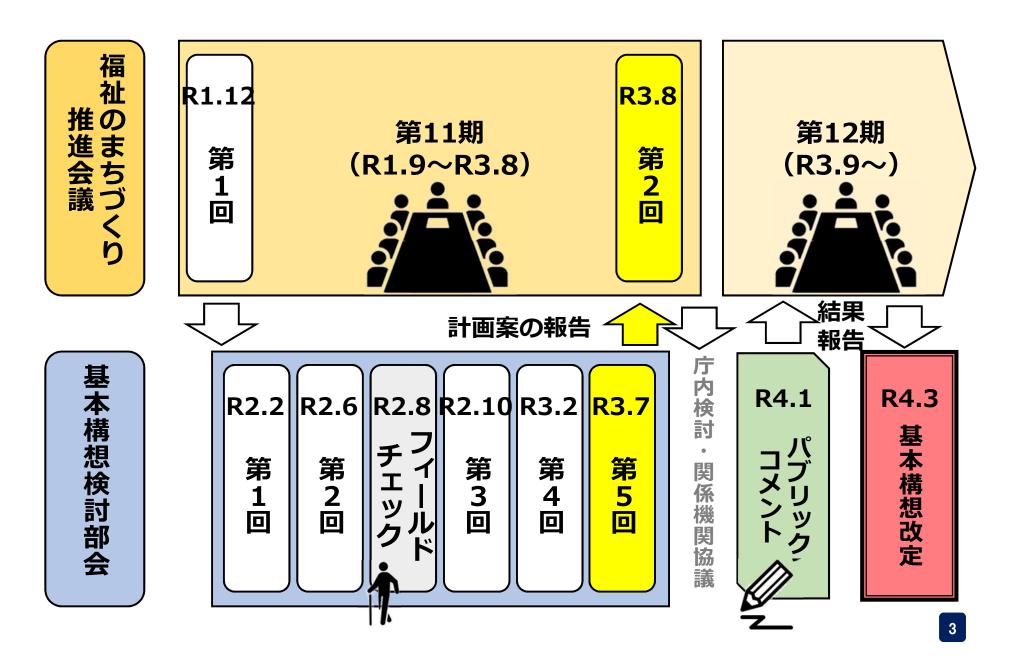
# 2022 札幌市バリアフリー基本構想(案) 【説明資料】

令和3年(2021年)7月28日 札幌市

# 基本構想の 策定スケジュールと 構成について

# ■基本構想策定スケジュール(予定)



# ■目次の構成

● 第4回検討部会の原案をもとに、バリアフリー基本構想の目次を作成。

	原案	バリアフリー基本構想(案)
第1章	基本構想の目的と位置付け	第1章 基本構想の目的
1 – 1	基本構想策定の背景	1-1 基本構想策定の背景
1 – 2	基本構想の位置づけ	(※2-2に集約)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 – 3	SDGsとバリアフリー基本構想の関係	(次2-210未前)
第2章	札幌市のバリアフリーに関する現状と課題	第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題
2 – 1	これまでの施設別整備状況	2-1 これまでの施設別整備状況
2 – 2	バリアフリー化にあたっての課題	2-2 バリアフリー基本構想の見直し ◆・・・・・
第3章	基本理念と基本方針	第3章 理念と基本方針
3 – 1	理念	3-1 理念
3 – 2	基本方針	3 – 2 基本方針
第4章	重点整備地区と整備の進め方	第4章 重点整備地区と整備の進め方
4-1	重点整備地区の設定の考え方、重点整備地区の設定	4-1 重点整備地区の設定
4-2	札幌市における生活関連施設の設定	   4-2 生活関連施設及び生活関連経路の設定
4-3	札幌市における生活関連経路の設定	
4-4	重点整備地区	4-3 重点整備地区および生活関連経路の状況
	各施設等の整備の考え方	4-4 各施設等の整備の考え方
4-6	ソフト施策によるバリアフリーの充実	│ ・ 4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実
4-7	バリアフリー情報の発信	
第5章	バリアフリー化の推進に向けた取組	第5章 バリアフリー化の推進に向けた取組
   <sub>E 1</sub>	ユニバーサル社会の実現、スパイラルアップの考え方 推進体制	5-1 ユニバーサル社会の実現に向けた取組
5-1		5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携
		5-3 スパイラルアップ

# ■目次と検討部会の対応(1)

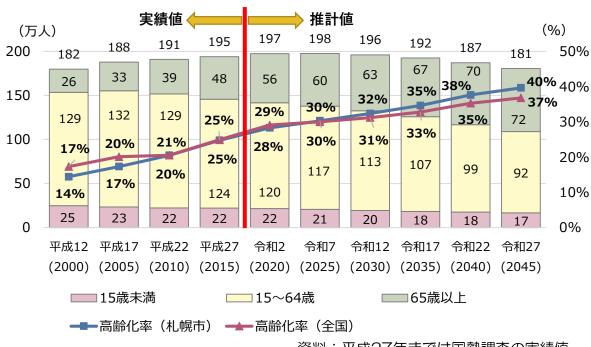
<b>項目</b>		検討部会			
		第2回	第3回	第4回	第5回
第1章 基本構想の目的					
1-1 基本構想策定の背景					
1-1-1 札幌市の概況				0	0
1-1-2 我が国におけるバリアフリー化の取組				0	0
1-1-3 札幌市のバリアフリーに関するこれまでの取組					0
第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題					
2-1 これまでの施設別整備状況		0			0
2-2 バリアフリー基本構想の見直し					
2-2-1 バリアフリー基本構想の位置付けと見直しの必要性	0			0	
2-2-2 SDGsとバリアフリー基本構想の関連性	0			0	
2-2-3 見直しのポイント					0
第3章 理念と基本方針					
3-1 理念	0	0	0		0
3-2 基本方針				0	5

# ■目次と検討部会の対応(2)

<b>項目</b>		検討部会			
		第2回	第3回	第4回	第5回
第4章 重点整備地区と整備の進め方					
4-1 重点整備地区の設定	0				
4-2 生活関連施設及び生活関連経路の設定		0	0	0	0
4-3 重点整備地区及び生活関連経路の状況				0	0
4-4 各施設等の整備の進め方					
4-4-1 整備の考え方				0	0
4-4-2 整備に係る留意事項等				0	0
4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実			0	0	0
第5章 バリアフリー化の推進に向けた取組					
5-1 ユニバーサル社会の実現に向けた取組					
5-1-1 ユニバーサル社会に向けた取組の方向性				0	0
5-1-2 ユニバーサルデザインの普及啓発				0	0
5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携					0
5-3 スパイラルアップ				0	0

# 2021 札幌市バリアフリー 基本構想(案) の内容について

- 1-1 基本構想策定の背景
- 1-1-1 札幌市の概況
- 令和7年には市民の約3割が高齢者となり、全国平均よりも速いペースで高齢化。介護認定者や障がいのある方も増加傾向。
- 共生社会・一億総活躍社会を目指し、平成30年度・令和2年度にバリアフリー 法が改正。
- ◆ 社会参加の促進や、すべての人が自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善・維持していくことが必要。



資料: 平成27年までは国勢調査の実績値 令和2年以降は国立社会保障人口問題研究所の推計値

- 1-1 基本構想策定の背景
- 1-1-2 我が国におけるバリアフリー化の取組
  - ●バリアフリー法の経緯
- 平成30年11月にバリアフリー法が改正され、理念規定に「共生社会の実現」、 「社会的障壁の除去」が明確化。
- 令和3年4月には、「心のバリアフリー化」などのソフト対策を強化するため、 公共交通事業者等に対する基準適合の義務化や、市町村による「心のバリアフリー」の推進などが明確化。

#### ハートビル法(平成6年)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律

#### 交通バリアフリー法(平成12年)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

#### バリアフリー法(平成18年)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

バリアフリー法改正(平成30年) (平成30年11月1日(一部平成31年4月1日)施行)

バリアフリー法改正(令和2年) (令和3年4月1日(一部令和2年6月19日)施行)



「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改定 (令和3年4月)

- 1-1 基本構想策定の背景
- 1-1-2 我が国におけるバリアフリー化の取組
  - ●バリアフリー基本構想において定める主な事項
- 重点整備地区の位置及び区域
- 生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、 学校等)及び生活関連経路
- 移動等円滑化のために実施すべき特定事業(公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全及び教育啓発)

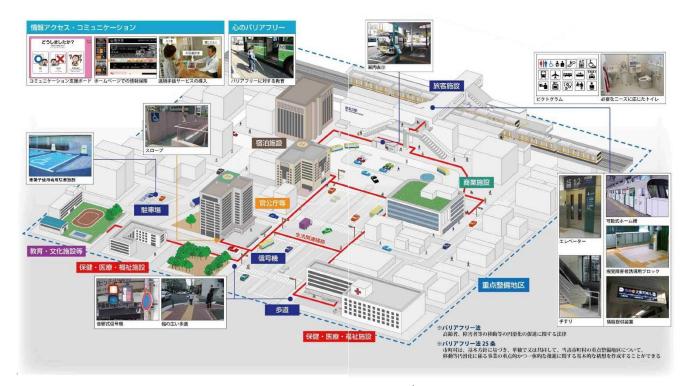


図 基本構想のイメージ図

- 1-1 基本構想策定の背景
- 1-1-3 札幌市のバリアフリーに関するこれまでの取組

#### 札幌市福祉の まちづくり条例 (平成10年制定・ 平成17年改正)

•「誰もが等しく様々な分野における社会活動に参加することができる福祉のまちづくり」を目指していくことを目的に制定。

#### 札幌市交通バリア フリー基本構想 (平成15年策定)

- ●平成12年の交通バリアフリー法の施行に伴い策定。
- •公共交通を中心としたバリアフリー化の促進を目的とし、都心地区、副都心地区、麻生地区の3地区を重点整備地区に設定。

#### 新・札幌市バリア フリー基本構想 (平成21年策定)

- ●平成18年施行のバリアフリー法と整合を図る。
- ●重点整備地区を53 地区に拡充。
- バリアフリー化の対 象施設を拡大。

#### 新・札幌市バリア フリー基本構想 (平成23年・ 第1回見直し)

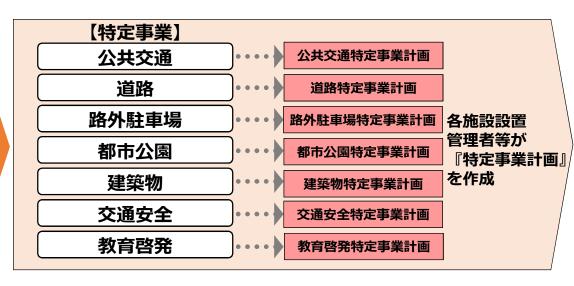
●平成21年の基本構想策定時に実施したパブリックコメントの意見を参考に、生活関連施設のひとつとして避難所を追加。

#### 新・札幌市バリア フリー基本構想 (平成27年・ 第2回見直し)

●「新・札幌市バリア フリー基本構想」の 策定から6年が経過 し、バリアフリーを 取り巻く状況の変化 を踏まえた見直し。

#### 2022 札幌市バリア フリー基本構想 (令和4年改訂)

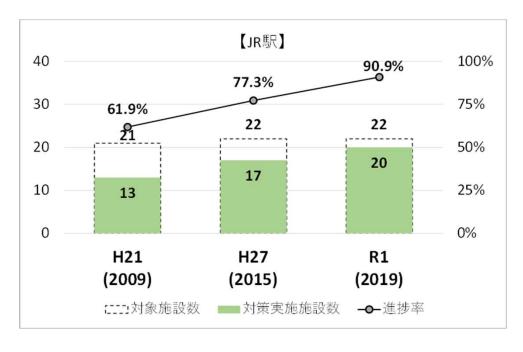
●平成30年・令和2年 のバリアフリー法の 改正を踏まえた改定。



各特定事業計画を集約 して一体的にバリアフ リー化を促進

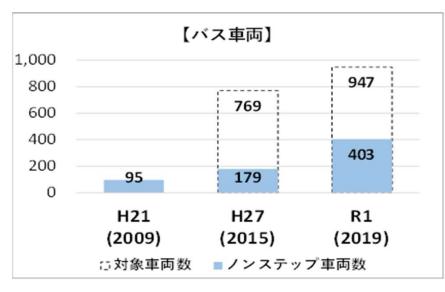
> 札幌市 バリアフリー 特定事業計画

- 2-1 これまでの施設別整備状況
  - (1) 旅客施設
- 国の移動等円滑化に関する基本方針に基づき、1日当たりの平均利用者数が3,0 OO人以上の鉄道駅・路面電車停留場・バスターミナルを対象。
- 札幌市営地下鉄では、平成23年度に46駅全ての地下鉄駅で整備が完了。現在は、バリアフリールートの更なる充実に向け、エレベーター等を設置。
- JR北海道では、令和元年度末で対象施設22駅のうち20駅で整備が完了。



# 第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題 2-1 これまでの施設別整備状況

- (2) 車両等
- 車両の更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー車両を導入。
- 札幌市内の路線バス車両は、令和元年度末で、総車両台数947台のうち403台 がノンステップバスに更新。
- UDタクシーは、令和元年度末で594台が導入。



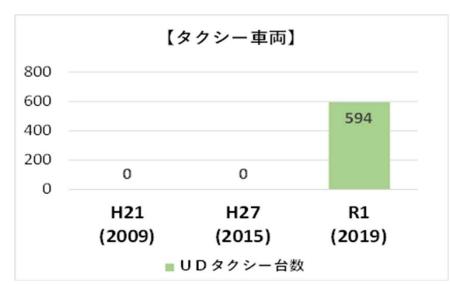


図 ノンステップバス・UDタクシーの台数推移

- 2-1 これまでの施設別整備状況
  - (3) 道路
- 重点整備地区内の生活関連経路について、優先度が高い地区の主要な生活関連 経路から重点的にバリアフリー整備を推進。
- 令和元年度末で、整備対象延長約263kmのうち211kmでバリアフリー化が完了。

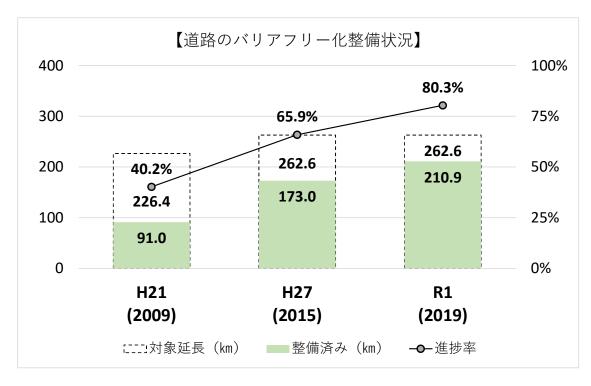


図 道路のバリアフリー化状況の推移

- 2-1 これまでの施設別整備状況
  - (4) 信号機等
- 北海道公安委員会では、道路のバリアフリー化の進捗も考慮しながら、主要な 生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施。(高齢者感応化、 視覚障がい者用音響付加装置、歩車分離式信号など)。
- 信号機については、平成27年度に対象の676か所全てでバリアフリー化が完了。



歩車分離式信号、音響式歩 行者誘導、待ち時間表示

音響により横断可能な青信号を知らせる また、青信号までの待ち時間が表示される



步行者支援信号機

目が不自由な方の白杖などに巻かれて いる反射テーブや専用携帯端末等に反 応し、所在地や方向、信号機の状態を音 声にて案内することが可能



高齢者等感応式信号機

専用の白色押ボタン 図のボタンを押すか、 携帯用発信器を使用 することで、歩行者青 信号を通常より長く することが可能

図 信号機の整備事例

- 2-1 これまでの施設別整備状況
  - (5) 路外駐車場
- ●特定路外駐車場の届出の機会に「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづく り条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言。
- 札幌市内の特定路外駐車場(一般公共の用に供される500㎡以上の有料駐車場)のうち約9割がバリアフリー化済み。



建物の出入口に近い駐車マスを車いす使用者用に指定するとともに、乗降の際にドアを開放するためのスペースをハッチ表示で確保している

- 2-1 これまでの施設別整備状況
  - (6) 都市公園
- 都市公園の新設・再整備などに合わせてバリアフリー化を推進。
- 都市公園を対象に、令和元年度末で、トイレのある747か所のうち269か所、 園路のある2,724か所のうち2,160か所、駐車場のある69か所のうち42か所 でバリアフリー化が完了。

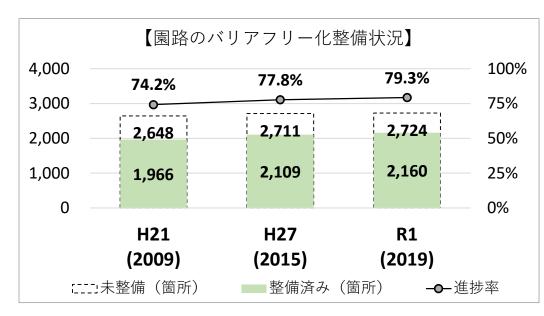


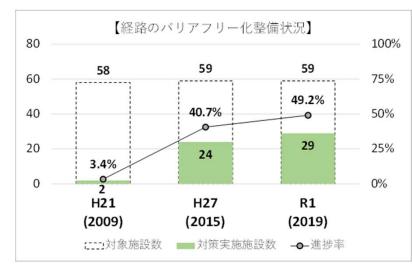


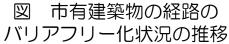
図 園路のバリアフリー化整備状況の推移

図 園路のバリアフリー化整備事例

## 第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題 2-1 これまでの施設別整備状況 (7) 建築物

- 市有建築物は、新築・改築や既存施設の改修などに合わせて、2,000㎡以上の 特別特定建築物のバリアフリー整備を推進。
- 令和元年度末で、重点整備地区内の対象市有建築物59棟のうち、視覚障がい者 誘導用ブロックの設置や段差解消などの経路における対策を図った施設は29棟、 エレベーターを整備した施設は34棟、オストメイト対応型トイレを整備した施 設は45棟。
- 民間建築物は、建築確認申請提出前の届出において「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づく指導・助言を実施。





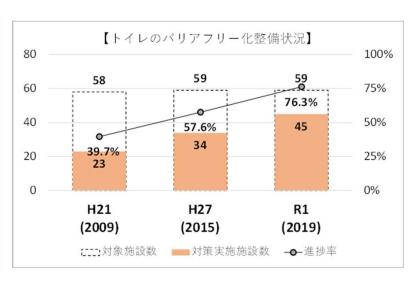


図 市有建築物のトイレの バリアフリー化状況の推移

- 2-2 バリアフリー基本構想の見直し
- 2-2-3 見直しのポイント
  - ●重点整備地区の追加・拡大
- 旧基本構想※では、一日平均利用者数5,000人以上の旅客施設や、地域交流拠点 を中心とした地区を対象に設定。 ※H27に見直した「新・札幌市バリアフリー基本構想」を旧基本構想と記載
- 国の基本方針では、旅客施設のバリアフリー化の目標の対象が一日平均利用者 数3,000人以上の施設に設定。
- 立地適正化計画(平成28年 3月) や地域の特性を踏ま え、新たに「路面雷重電停 地区」「八軒地区」を追加 し、「苗穂地区」の範囲を 拡大。

#### ⇒4-1 重点整備地区の設定

※【地域交流拠点】

● その他の地区も、生活関連 施設の立地状況により、必 要に応じて見直し。



- 2-2 バリアフリー基本構想の見直し
- 2-2-3 見直しのポイント
  - ●生活関連施設の更新・対象範囲の拡大・新たな対象の追加

教育施設、医療施設、娯楽施設、文化施設、商業施設、 郵便局、宿泊施設、官公署、福祉施設、運動施設、都市 公園、避難所、旅客施設が対象

- バリアフリーに関係する国の動向及び札幌市の関連計画などの情勢変化を踏まえ、生活関連施設の対象を追加・拡大。
  - ① 区保育・子育て支援センター(愛称・ちあふる)
  - ② 大規模な立体駐車場
  - ③ 観光施設
  - ④ 公立小中学校
    - バリアフリー法の改正により公立小中学校が特別 特定建築物となったため、改正の趣旨を踏まえ、 生活関連施設に追加。
  - ⑤ スーパーマーケット(2,000㎡以上)
    - ▶ 旅客施設からの経路延長の対象範囲を、旧基本構想の500mから1km程度までに拡大。

# 第3章 理念と基本方針 3-1・2 理念と基本方針

- バリアフリー社会を実現するためにはハード・ソフト両面の取組が必要。特に、 積雪寒冷地である札幌で冬季のバリアフリーを実現するにはソフト面のバリアフ リーがより必要。
- 障がいの種別等、困っているポイントは人それぞれ違うことを踏まえるとともに、 誰もが交通手段選択の自由、交通に関する情報へのアクセス権などを含めて、移動に関する権利を持っていることを表現。
- 新たなバリアフリー基本構想では、誰もがお互いに思いやり支えあう未来のまちを目指し、これを理念としてバリアフリーの取組を推進。
- 重点的かつ一体的に、ハード・ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー 化を着実に推進することを目的として、重点整備地区の移動等円滑化の基本方針 を設定。

#### バリアフリー基本構想の理念

お互いに思いやり支えあう

「行ける」が広がるまちづくり

#### ハード面のバリアフリー

障がい者や高齢者等を含むすべての市民や観光客などが、バリアを感じることなく 安心して快適に移動することができる 環境整備



#### ソフト面のバリアフリー

障がい者や高齢者等に対する無理解や偏見を解消し、多様な人への思いやりや 共感を高める「心のバリアフリー」の推進やマナーの向上など

#### 【基本方針1】

生活関連施設等のバリアフリー化の 推進・連続した歩行空間ネットワー クの形成

#### 【基本方針 2 】 心のバリアフリーの推進

#### 【基本方針3】

共生社会の実現に向けた市民・施設 管理者・行政の協働

## 4-2 生活関連施設及び 生活関連経路の設定

- 生活関連施設は、バリアフリー 法で定められている特別特定建 築物を基本に設定。
- 旅客施設等から半径500mまでを対象とし、一部の施設は、高齢者・障がい者の利用頻度や用途を考慮し、経路延長1km程度までを対象
- 生活関連経路の整備水準は対象 範囲で区別しない

例:立体駐車場

地下鉄駅	<その他の 生活関連経路>	
	500m程度まで <主要な 生活関連経路>	
	1km程度	まで

例:スーパーマーケット



分類	生活関連施設	対象範囲*	補 足
教育施設	• 特別支援学校	1km	
	• 公立小中学校	500m	○平成 27 年策定の基
医療施設	・病院(2,000m <sup>2</sup> 以上)	1km	本構想において位置
娯楽施設	<ul><li>劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2,000m²以上)</li></ul>	500m	付けた施設は引き続き生活関連施設に設
文化施設	・コミュニティーセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設(札幌市民ホール、 教育文化会館など) ・図書館(中央図書館、地区図書館) ・美術館、博物館、郷土館、記念館 ・観光施設(上記に該当する施設以外)	1km 500m	定  ○都市公園は、重点整備 地区内の整備の充実 を図るため、公園の種 類による役割を考慮 し、総合公園、運動公園、特殊公園を対象に
	・スーパーマーケット(2,000 m <sup>2</sup> 以上)	1km	設定
商業施設 商店街	<ul> <li>・上記以外の商業施設(2,000m²以上)</li> <li>・商店街 (飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)</li> </ul>	500m	○旅客施設は、1日当た りの平均的な乗降客 数 3,000 人以上の施 設を対象に設定
郵便局	• 郵便局	500m	設と対象に設定
宿泊施設	• 宿泊施設(2,000m <sup>2</sup> 以上)	500m	○避難所は、収容人数や
官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所、市税事務所 ・警察署 ・ハローワーク	1km	他の生活関連施設の 立地状況などを踏ま え、各地区 1 か所以上 設定
	<ul><li>年金事務所</li><li>区保奈・ス奈ブキ授わいね。等</li></ul>		
福祉施設	・区保育・子育で支援センター等 ・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障がい者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等 (2,000m²以上)	行政機関が運営するもの: 1km 上記以外: 500m	○バリアフリー表示板 交付施設は、旅客施設 等より経路延長 1km 程度の範囲までを生 活関連施設として設 定
運動施設都市公園	<ul><li>・市立体育館</li><li>・競技場、野球場、プール</li><li>・都市公園(総合公園、運動公園、特殊公園)</li></ul>	1km	
避難所	• 指定避難所	500m	パリアフリー
旅客施設	・乗降客数 3,000 人/日以上の鉄道駅 (地下鉄、JR)、路面電車停留場、鉄 道駅に近接するバスターミナル	1km	【表示板のマーク】
	・上記で挙げた生活関連施設の最寄りの バス停留場	500m	
駐車場	・単独で立体自走または地下自走の届出 路外駐車場(おおむね 100 台以上)	500m	00

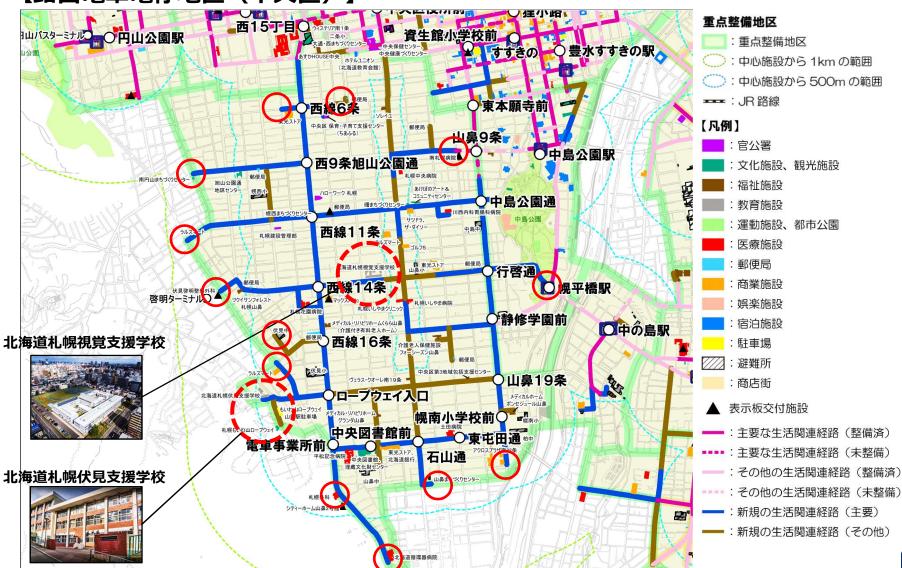
# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-2 生活関連施設及び生活関連経路の設定

設定イメージ



# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-3 重点整備地区及び生活関連経路の状況

#### 【路面電車電停地区(中央区)】



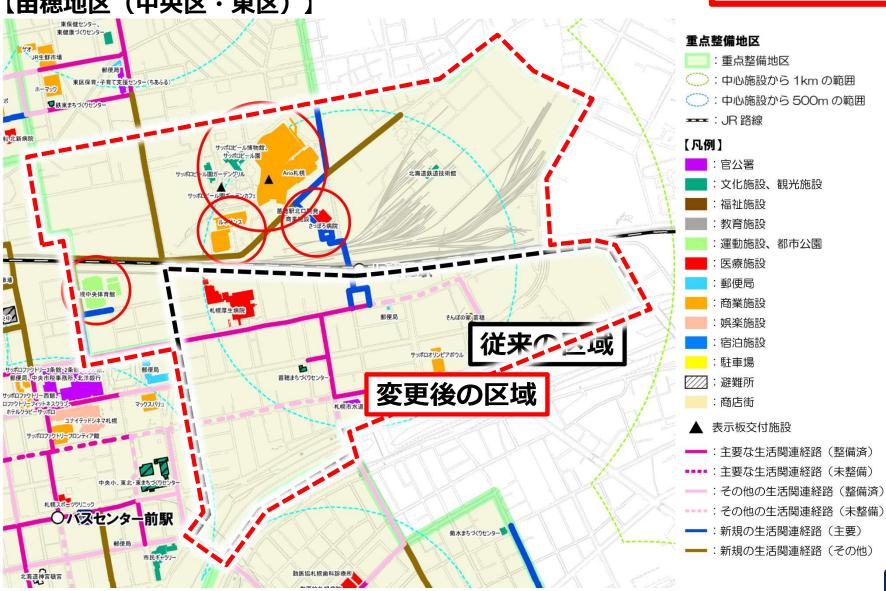
新規追加地区

# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-3 重点整備地区及び生活関連経路の状況



# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-3 重点整備地区及び生活関連経路の状況

【苗穂地区(中央区・東区)】



区域の拡大

- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-1 整備の考え方
- (1) 旅客施設

#### 【地下鉄】

- エレベーター等の設置により、バリアフリールートの更なる充実を図る
- 一般旅客用トイレの洋式化、オストメイト用設備等のバリアフリー機能分散 など(3駅/年程度)
- 案内標識等の多言語化(4か国5言語)、ピクトグラム(JIS)の統一
- ホーム案内放送設備を男女別の音声案内に改修
- 南北線・東西線の案内表示器をカラーユニバーサルデザイン(CUD)認証のフルカラーLED表示器へ更新

#### 【JR駅】

段差解消(篠路駅、上野幌駅、発寒中央駅) の検討

#### 【路面電車停留場】

● 道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅、 乗降場の嵩上げ・スロープ設置

#### 【バスターミナル】

● トイレのバリアフリー化(円山、北24条) の検討



図 路面電車停留場のバリアフリー化 (西15丁目停留場)

- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-1 整備の考え方
  - (2) 車両等
- 車両更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政 が協力しながら、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる環境づくりを推進。

#### 【JR・地下鉄・路面電車】

- 車両の老朽化に合わせた計画的な更新等により、バリアフリー化された車両を 導入。
- 地下鉄南北線・東西線の車内表示器及び正面行先表示器をカラーユニバーサルデザイン(CUD)認証のフルカラーLED表示器へ更新

#### 【バス・タクシー】

● 補助金の活用など行政の協力を得ながら、バリアフリー化された車両を導入。

#### 【行政】

● 各事業者と協力しながら、バリアフリー化された車両を導入。







- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-1 整備の考え方
- (3) 道路
- 地域交流拠点に該当する地区や、旅客施設の乗降客数が特に多い地区の 「主要な生活関連経路」からバリアフリー整備を推進。
- 道路拡幅や無電柱化、大規模な舗装補修など、他事業の実施予定がある場合には、同時にバリアフリー整備を行うなど、施工年次を適宜調整。



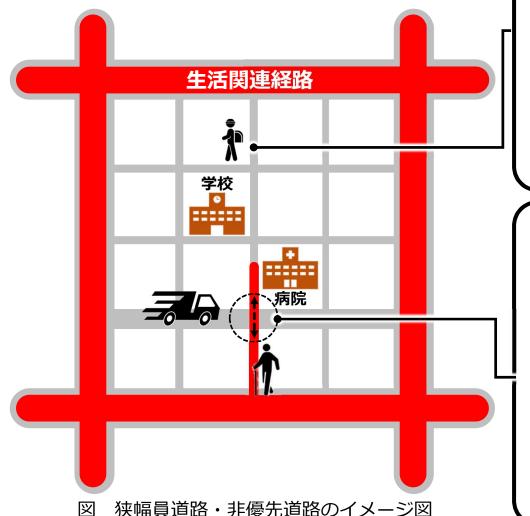
図 道路のバリアフリー化

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

(3) 道路

【狭幅員道路・非優先道路の対応】



#### 【狭幅員道路の対応】

- ●可能な範囲でバリアフリー化を目指し た整備を行う
- ●横断部段差解消、舗装面の改良、点字 ブロックなど





#### 【非優先道路(交差点)の対応】

- ●横断歩道や停止線の設置を検討
- ●路面標示(交差点のカラー化、減速 マーク等) の設置検討
- ●ドライバー・歩行者への注意喚起看板 の設置など

交差点のカラー化 ・ 減速マークの例



- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-1 整備の考え方
  - (4) 信号機等
- 主要な生活関連経路に設置されている全ての信号機について、 2025年度までに音響機能や障がい者が安全に横断するための青時間を確保する機能、青信号の経過時間を表示する機能等を有するもの又は歩車分離式に更新。





図 信号機整備の事例

- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-1 整備の考え方
- (5) 路外駐車場

#### 【行政】

特定路外駐車場の届出の機会に、 駐車場管理者へ協力を要請。

#### 【民間事業者】

● 障がい者等用駐車場の設置など。

## (6) 都市公園

- 都市公園全体の特定公園施設のうち、園路・広場、駐車場、トイレのバリアフリー化を目指す。
- 主要公園のうち、特に観光客の多いトイレのバリアフリー化 100%を目指す。





図 利用者と事業者に向けた啓発チラシ

2025年(中間目標)	2030年(目標)
(園路・広場) バリアフリー化適合率81% (駐車場) バリアフリー化適合率65% (トイレ(棟数ベース)) バリアフリー化適合率42%	〈園路・広場〉 バリアフリー化適合率82% 〈駐車場〉 バリアフリー化適合率72% 〈トイレ(棟数ベース)〉 バリアフリー化適合率51%

表 都市公園の目標

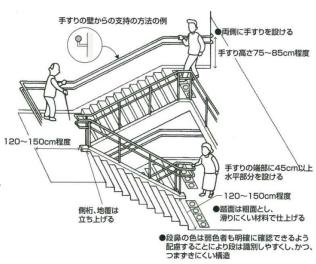
- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-1 整備の考え方
  - (7) 建築物

#### 【市有施設】

- 既存の2,000㎡以上の特別特定建築物については、建築物の特性、利用実態、施工性及び費用等を総合的に検討し整備を推進。
- 2,000㎡未満の特別特定建築物についても、これに準じて検討。
- 学校施設については、段差解消や避難所となる学校への多目的トイレの設置、要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター設置について、令和7年度末までの重点的な整備を検討。

#### 【民間建築物】

- 札幌市福祉のまちづくり条例に定める事前協議において、整備基準に満たない民間公共的施設への助言・指導を行うほか、財政的支援や一定の要件を満たす建築物への表示板の交付等の取組を推進。
- より効果的にバリアフリー化を進めるための促進 策などについて検討を実施。



- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-1 整備の考え方
- (7) 建築物

#### 【民間建築物】

- 令和3年度には、小規模な店舗や医療施設を対象に、バリアフリー改修費用を一部補助する制度を創設するなど、民間建築物のバリアフリー化促進策を実施。
- 今後は、より効果的にバリアフリー化を進めるための方策などについて、上位 計画『札幌市まちづくり戦略ビジョン』の中で検討。
- 『戦略ビジョン』の検討は、新型コロナ感染症拡大の影響により5月より一時 中断しており、7/15より検討を再開。



- 4-4 各施設等の整備の考え方
- 4-4-2 整備に係る留意事項等

#### (1)施設管理者間の連携による推進

● 連続性が確保されたバリアフリー化を達成するためにも、今後も引き続き、 施設管理者間で整備時期や内容等について十分に調整・整合を行った上で、 連携を図りながら事業を推進。

#### (2) 道路等の重点整備地区以外の整備

● 重点整備地区以外の整備においても、バリアフリーの視点を持つことが重要であり、道路等の新設や改修のタイミングに合わせ、可能な限りバリアフリー化に取り組む。

#### (3) 冬期における取組

● 歩道除雪やつるつる路面対策、断熱マンホール蓋の設置などを実施し、引き続き道路管理者としてできる限りの取組を継続



図 歩道除雪後の状況

# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実

- ユニバーサル社会の実現を目指す過程においては、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければなりません。
- 障がい者の中には、車いすや白杖、身体障がい者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を使用している方のほか、外見上分かりづらい障がい(聴覚、内部、知的、精神等)がある方もいます。こうした<u>障がい特性等、人により生活する上で様々な種類のバリア(障壁)があることを知り、そして理解する</u>ことが必要です。このためには、全ての市民が高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識して、その社会参加に積極的に協力する<u>"心の</u>バリアフリー"も同時に推進していくことが重要となります。
- また、バリアフリー設備等の情報について、ホームページやパンフレット、デジタルサイネージ(電子看板)等を活用するなど、<u>障がい特性に応じた情報アクセンビリティに配慮しながら、発信することも重要です。</u>
- さらに、バリアフリートイレや障がい者等用駐車スペースの適正利用の推進、安全な歩行空間を阻害する行為への対策など、マナーの向上にも努める必要があります。
- 多様なバリアを取り除く努力を地域社会全体で行い、 利用者などがお互いにマナーを守り、譲り合い支え合 うことで、はじめて安全、安心、快適なユニバーサル 社会を実現することができます。



## 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実 (1) 教育啓発特定事業

#### 【教育啓発特定事業】

- 児童、生徒、学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動に関する事業
- 住民その他の関係者の理解の増進又は協力の確保のために必要な啓発活動に関する事業

事業名 [実施主体]	取組内容
心のバリアフリー推進事業 [保健福祉局]	<ul><li>・地域生活や企業活動において心のバリアフリーを推進するため、市民・企業向け研修を実施する。</li></ul>
共生社会環境づくり事業 [保健福祉局]	<ul> <li>・外見からは分かりづらい障がいや病気等のために、援助や配慮を必要としている人への理解を深めるため、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布や、札幌市内の公共交通機関の専用席・優先席付近にヘルプマーク周知のステッカーを掲示する等の周知啓発を行う。</li> <li>・障害者差別解消法の普及のためフォーラムを開催する。</li> <li>・本市職員一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨を理解することを目的に、各職場へ障害者差別解消法に関する職場研修の実施を依頼する。</li> </ul>
出前講座 [まちづくり政策局] [保健福祉局]	<ul><li>・学校や地域の団体等の依頼により、バリアフリー基本構想や 心のバリアフリーに関する出前講座を実施する。</li></ul>
障がい当事者の講師派遣 [保健福祉局]	・障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッションなどを行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解を促進する。 37

# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実 (1) 教育啓発特定事業

事業名[実施主体]	取組内容
障がい者コミュニケーション促進事業 [保健福祉局]	・障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それ ぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮な どについて、ガイドブックや各種講座等により周知啓発を行う。
ガイドブックの配布 [保健福祉局]	<ul><li>・ガイドブック「心のバリアフリーガイド」の配布により市民に向けた啓発を実施する。</li><li>・小学4年生向け「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド 中学生用」といった福祉読本により、教育委員会と連携して学校教育における理解を促進する。</li></ul>
バリアフリー研修 [交通局]	・全駅職員を対象とした、バリアフリースキル向上を目的とする有資格者(サービス介助士、職員)によるバリアフリー研修を実施する(3年に1度)。

# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実 (2) その他の事業

	取組内容	実施主体
	<ul><li>子どもがあらゆる差別や偏見をなくし、互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む「人間尊重の教育」の推進</li></ul>	教育委員会
1) 心 のバリ	• 地下鉄駅を会場としたバリアフリー教室の実施	北海道運輸 局・交通局
アフ リーの 推進	<ul><li>車いす利用者に対する、駅係員による乗降介助に加え、係員不在時や無人駅における事前情報取得などの環境づくり</li><li>障がい者の介助方法など、理解を深めるための社員教育の継続</li><li>ホームからの転落防止による安全確保</li></ul>	JR北海道
	<ul><li>公募により作成した札幌市のシンボルマーク「心のバリアフリー 推進マーク」を活用した広報を実施</li></ul>	保健福祉局
2)適 切な情 報提供	<ul><li>札幌市ホームページ上の「バリアフリータウンマップ」やパンフレット「さっぽろバリアフリー情報」により、商業施設や官公庁等の車いす使用者用駐車場や多目的トイレなどの設備に関する情報を発信</li></ul>	保健福祉局
	<ul><li>公園検索システムによる駐車場のバリアフリー情報提供とその拡充</li></ul>	建設局
	<ul><li>既存の地下ネットワークを有効活用してもらうため、バリアフリー化された公共地下歩道等に関する情報発信を検討</li></ul>	まちづくり 政策局 <b>39</b>

# 第4章 重点整備地区と整備の進め方 4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実 (2) その他の事業

	取組内容	実施主体
3) マナーの向上	<ul> <li>歩道除雪や歩行の支障となる違法駐車に対する指導、マナー啓発を実施</li> <li>歩行の支障となる違法駐輪に対する指導、マナー啓発、撤去を実施</li> <li>歩行の支障となる不法占用物件に対する指導を実施</li> <li>道路への雪出しに対する指導、マナー啓発を実施</li> <li>つるつる路面歩行時の安全確保に向けて、砂まき活動の啓発を実施</li> </ul>	建設局
	<ul><li>チラシやHPなどによる障がい者に配慮した公園利用マナー 啓発を実施</li></ul>	建設局
	<ul><li>・ 地下鉄マナーキャンペーンを実施(年4回)</li><li>・ 地下鉄マナー出前教室を実施</li><li>・ 知的障がい者向け乗車マナー教室を実施(年1回)</li></ul>	交通局
	• 違法駐車対策及びそれら行為に対する啓発活動を実施	交通管理者 (北海道警察)
	<ul><li>障がい者等用駐車場やバリアフリートイレなどの適正利用 のため、利用マナーに関する啓発活動を実施</li></ul>	保健福祉局まちづくり政策局

# 第5章 バリアフリー化の推進に向けた取組

# 5-1 ユニバーサル社会に 向けた取組の方向性

ユニバーサル社会の実現に向け、

- ユニバーサル社会に向けた取組の 方向性
- ユニバーサルデザインの普及啓発 について記載

#### 行政や関係機関の取組

- ●八一ド面のバリアフリー 歩行空間の整備や維持管理 建築物や公園のバリアフリー化 バリアフリー車両の導入 など
- ●ソフト面のバリアフリー

職員、従業員の教育活動 バリアフリー講習会や体験教室の開催 市民との情報共有や啓発活動 など

#### 住民や利用者の取組

●ソフト面のバリアフリー

利用者相互の助け合い ルールを守った自転車や駐車場の利用 視覚障がい者誘導用ブロックの適切な管理 外国人に対する配慮 NPOやボランティア活動による取組 など

#### 心のバリアフリー

体が不自由な人たちに対する差別や偏見など目に見えないバリアの解消 障がい者や高齢者、ベビーカー利用者などへの理解や協力 お互いに思いやりを持った支え合い など

図 ユニバーサル社会実現のイメージ

## 5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携

● 冬季オリンピック・パラリンピックの招致と連携し、ハード・ソフト両面から バリアフリー化を推進

## 5-3 スパイラルアップ

- 具体的な施策などを当事者参加 の下で検証し、段階的かつ継続 的な発展を図る
- 概ね5年ごとに、事業の実施状況の調査や分析・評価を実施

#### 札幌市バリアフリー基本構想 社会状況の変化等 市民提案による見直し を踏まえた見直し 実施 ・バリアフリー法の改正 構想素案の提案 ・国の基本方針の見直し (法に基づく提案) ・オリンピック・パラリンピック ・周辺施設の新築、閉鎖、移転 ・整備段階における技術的課題 構想の部分的な への対処 修正の提案 ・構想に基づく整備の進捗 スパイラルアップ など 福祉のまちづくり推進会議での検討・審議

# 第4回検討部会 (書面開催)のご意見と対応

# 第4回検討部会(書面開催)ご意見と対応 (1) 基本構想の記述に関するご意見

番号	意見	回答
1	「区保育、子育て支援センター」の分類項目について。	「区保育、子育て支援センター」の分類項目は、バリアフ リー法の分類方法に準拠して「官公署」としています。
4	「基本方針②:心のバリアフリーの推進」の説明 文についてのご提案。	「無理解や偏見を解消し、多様な人への思いやりや共感を高める『心のバリアフリー』に関する普及啓発の更なる推進により、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指します。」と記載を修正します。
6	路面電車停留所のバリア フリー化の具体的な内容 について。	具体的な内容として「乗降場の嵩上げ・スロープ設置、道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅」を記載します。
14	啓発や情報提供について、 普段は福祉と距離のある 方にも届くような工夫の 導入の提案。	ソフト施策に関する特定啓発事業等として、様々な対象に 合わせた具体的な取り組み内容を記載しています。

※意見、回答は一部を要約・抜粋しています。

# 第4回検討部会(書面開催)ご意見と対応(2) 「心のバリアフリー」に関するご意見

番号	意見	回答
2	心のバリアフリー研修(企業向け)の目標値につ いて。	目標値は「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」どおり60名とし、広報周知や募集方法の工夫等により、より多くの方に受講していただけるよう努めます。
3	心のバリアフリーは、障がい者だけではなく、 様々な人々が暮らしやすい札幌市になることを期 待し、教育や研修に力を入れて欲しい。	意見の趣旨を踏まえ取り組みます。
9	心のバリアフリーに関する市民向け研修は、地域 の自治組織や福祉組織単位の研修も予定している か。	札幌市に居住もしくは通勤・通学している方の中から幅広く受講者を募集しており、特定の団体を対象とした研修は予定しておりません。
10	心のバリアフリーに関する数値目標について。	市民一人ひとりが意義を理解し実践に移すことが重要であり、数値により一律な評価を行うことが困難であることから、目標数値の設定は予定していません。
17	多くの市民や旅行客に、札幌を「バリアフリー化された住みよいまち」と感じていただくために、ハード整備だけではなく、「心のバリアフリー」を正しく理解し、行動する市民が飛躍的に増えることが必要条件であり、新しい基本構想に基づき、施策が加速されることを願う。	いただいたご意見を参考に、幅広い世代の市民 に対し、様々な媒体や手法で心のバリアフリー の更なる普及啓発を図ります。

# 第4回検討部会(書面開催)ご意見と対応(3) 今後の取り組みにかかわること

番号	意見	回答
5		無人駅や駅係員不在の時間帯においては有人駅から係員を派遣するなど、車いすを使用する方からの鉄道利用のご要望には、現在も可能な限り対応を検討しております。 情報開示は、事前に正しく知ることで行動選択の参考としていただき、バリアの超え方について前広にご相談いただくための取組です。
7		限られた財源の中で、コストが大きい歩道ロードヒーティングや排水性舗装の設置と維持管理を行うことは困難であり、歩道除雪やつるつる路面対策等の既存の取組の充実に努めます。
8	車イス利用者が公園内の花の匂いを身 近で嗅いだりできるよう花壇の位置や 高さなどに配慮する。	地域の皆様の意見を踏まえ、花壇の位置や高さなどを含めて、利用しやすい 公園づくりに取り組みます。
11		札幌市として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響等の可能性 について認識しており、その中でも、引き続き事業者と行政が連携し、着実 に施設や車両のバリアフリー化を図ってまいります。
13	組織の新設や関連部局の再編成について。	バリアフリー事業に携わる各部局の目標を明確にし、連携を強化して取り組 みます。
15	障がい者の登用について。	検討部会に関係団体や障がいのある方にご参加いただくことで、ご意見を広く取り入れるとともに、実施段階におきましても、各関係者との協働により 基本構想の基本理念の実現に向けて取り組んでまいります。
16		札幌市の目指すべきまちの姿は、上位計画の「札幌市まちづくり戦略ビジョン」に体系的に示し、本基本構想は、このうちバリアフリー等に関わる取組をより具体的に示すものです。